

# 養父市農業委員会

## 第37回会議録

令和7年10月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第37回会議録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第119号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第120号 非農地証明交付申請の承認について

議案第121号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（12名）

1番 谷垣重俊	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満	9番 山根達夫
10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博	13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（9名）

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄
25番 米田渡			

### 7. 欠席推進委員（2名）

18番 谷村 昭雄 22番 上垣美由紀

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局 : 本日、現任期の委員の皆さんの最終の総会ということになります。  
最終の総会に当たりまして、本日は、副市長から挨拶がありますので、よろしく願いいたします。

副市長 : 皆さん、改めまして、こんにちは。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

本日は、先ほど課長のほうからもありましたが、委員の皆様におかれましては、今任期の最後の総会ということで、本日お集まりいただいております。

皆さんの任期満了に当たりまして、本来であれば市長がこの場で皆様にお礼を申し上げるところではございますけれども、別の公務で今日は出張しておりますので、代わりまして、私のほうから皆様に感謝の言葉ということで御挨拶をさせていただきたいと思っております。

平素につきましては、養父市の農業委員会の活動並びに養父市の農業の発展に格別の御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして、お礼を申し上げたいと思っております。令和4年11月に就任されてから、今月末で3年間ということになります。委員の皆様におかれましては、委員の活動ということで、総会における議案審査というものは当然のことではございますけれども、そのほか農地パトロール活動でありますとか農地の最適化活動など、地域の農業、農村を守る活動に多大な御貢献をいただいておりますこと、重ねまして厚くお礼を申し上げます。

また、皆様の御支援もいただきながら進めておりました地域計画の策定につきましては、市内で90を超える地域で策定が進みました。その結果といたしまして、耕作放棄地の解消であったりでありますとか、なかなか作り手がいなかった農地に新たな担い手が見つかった農地等も出てきたようでございます。そういった活動が農地を守るということにつながっているということに関しましても、感謝を申し上げたいと思っております。

さて、近年、物価高騰等によりまして、農業資材等の高騰、また、水稻におきましては、高温障害等といった被害も聞かれております、品質低下にもつながっているところでございます。また、本年におきましては、その上、雨によります水不足ということで、大変水稻作付には苦慮されたところであると考えております。農業に対します環境といったものは、厳しくなっているのかなというふうにも感じております。しかしながら、昨年、米価が、米不足によりまして米価が高騰したということは、農業者にとって、水稻作付をする農業者にとっては、ありがたいことであったのかなというふうにも感じておるところでございます。

話はちょっと替わりますが、毎年、農業委員会のほうから意見提案ということで、農地等利用最適化推進施策に関する提言といったものをいただいております。

るところでございます。この提言につきましては、養父市の農政に直結した施策ということで、いろいろな御意見をいただいております。なかなか市といたしましても、全てのこの提案いただいた施策が実施できているとは言い切れません。できていないところもございます。今後におきましても、これらいただいた意見をしっかりと施策につなげていけるようなことを考えていけたらなというふうにも考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、本当に3年間ありがとうございました。今月の末、今日の総会をもって退任されます委員の皆様におかれましては、本当にお疲れさまでした。また、引き続き農業委員としてお世話になります皆様におかれましては、何とぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、委員の皆様への日頃の御苦勞に対します感謝とお礼の言葉ということで御挨拶をさせていただきます。本日の総会につきましても、何とぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

事務局 : ありがとうございます。

それでは、副市長におかれましては、これで退出されます。どうもありがとうございました。

副市長 : よろしくお願ひします。ありがとうございました。

( 副市長退室 )

事務局 : それでは、ただいまより第37回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。

午前中より担当委員の方、現地確認、大変御苦勞さんでした。

先ほど副市長が申されたように、本日この総会が、このメンバーの最後の総会になりました。当初は25人で始まり、今日の総会は23人です。少し残念なところはありますが、皆さん御存じのとおりです。

そして、委員を今回で辞められる方、御苦勞さまでした。そしてまた、来月からも委員でやってもらえる方、またよろしくお願ひしたいと思います。

昨日ですけれども、県の農業委員会、地区別但馬の研修会がありました。そのときのテーマは担い手に関してでしたけれども、但馬の3市2町の委員、各五、六名の出席があり、どこの委員会でも同じような、担い手がいてもどこも高齢化になっているという、そういった意見がほとんど出ていました。ある地域では、農地の少し取り合いというか、そういうところも発生しているところもあるみ

たいですけれども、それもほとんど条件のいい農地である。この辺みたく、養父市なんかでも山沿いとか、水の悪いところなんかは、ちょっとそういうのには当てはまらぬところもありました。よそは、だからいいところは、そういうふうに取り合いというのものもあるみたいです。

そして、養父市でも、担い手に関して、法人、個人の耕作の多い方なんかは、何か、ちょっと聞いた話なんですけど、情報ネットワークが一部始まったみたいで、それも生かしてもらって、もっともっと頑張ってもらいたいと思います。

また今月の末には、情報部会の再生二期作の取材もあるようですので、最後になって申し訳ないですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

本日も慎重審議、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局 : それでは、最初に、会議の成立を御報告いたします。本日の出席農業委員12名、全員の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員については10名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、山根会長、お願ひいたします。

議長 : それでは始めます。養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、6番の濱田農業委員と7番の珍坂農業委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議案第119号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第119号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてです。公告予定は、令和7年12月15日です。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が19,446平方メートル、20筆です。設定をする戸数は15戸、設定を受ける戸数は9戸となっております。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に使用貸借権が20筆、19,446平方メートル、うち新規が20筆、19,446平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年です。

詳細については次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は、全て令和18年3月31日までの10年間となっ

ております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。  
1番、谷垣様。

谷垣委員： 1番、谷垣です。先ほどもちょっと出ていましたけれども、12番と13番のところで、設定を受ける者というのが全てゼロになっというんですけど、このような方がこれだけの面積、先ほどと同じですか、言っておられたのと。裏小作をしてるという、ということですか。

事務局： はい。先ほどのと同様に、利用権設定だったり、中間管理を投じた設定というものがうちのシステムのほうにはない分が、この0.0というふうに出てきてしまっています。実際には、大谷区のほうで営農をされていらっしゃるんですけど、少なからず面積はあろうとは思いますが、ちょっと今回は、そこまで数字が拾い切れておらず、今回0.0というふうになっております。

谷垣委員： これは、事務局としても何か指導されましたか、その、いわゆる裏でこういうことをやられるっていうのを。今までは、ちゃんとこういうのを届出をしてくださってということで、随分と僕ら言ったんですけどね。それがもう、今ちょっとシステムが変わってきたでしょう、提出するのがね。だから、これを見て耕作やってないのに、こんな初めて農業するんかと思って。指導はされたんやね。

事務局： そうですね、相談があったり、農地の貸し借りをこれからするんだという相談があった場合には、今の農地の貸し借りの方法はこうなっているんですけども、以前から口約束で作っておられるところまでを全て把握しているわけではないので、そこについて、新たに中間管理を通じた貸し借りのほうに切り替えてくださいとまでは言えていないのは現状でございます。

議 長： ちょっといいですか、西谷さん、この方は、大体どのぐらい今耕作していますか。

西谷委員： ここにあります所有者と、それから耕作する人ということで、これ、実は親子で、お父さんの土地を最初は手伝ったんですけど、お父さんがもう亡くなってその息子さんが、娘婿なんですけど、それがずっとしていたと。そして、今度は、お父さんの孫、つまり耕作する人の息子が養子縁組しまして、そ

ちらに土地が移ったので、この際きっちり自分、こういうものを通してしようということで、全部じゃないんですけど撤退した部分は、こういう手続を取ってされたということで、口約束といえば口約束ですけど、親子の関係だったもんで口約束でしておったということです。

事務局： 経営面積ゼロで新たに耕作するというケースは、最近、農地法の3条許可でも実際に出てきています。というのは、農地法では、下限面積というのが撤廃されて、現在面積ゼロでも農地を取得して、僅かな農地でも可能にはなっておりますので、農地法はよくて中間管理のほうはちょっとおかしいのではないかとということにはならないとは思いますが、これまでやっていなかったことを正しくやろうとしていることに対しては問題ないとは、こちらとしては考えています。

議長： ほかに質疑の方、よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第119号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第120号、非農地証明交付申請の承認についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 8ページを御覧ください。議案第120号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が105平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、昭和53年から墓地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、11ページから15ページとなっております。

2番、養父市丹戸の土地1筆で、面積が16平方メートルです。所有者は丹戸の方で、非農地の事由としましては、昭和56年から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、16ページから20

ページとなっております。

3番、八鹿町八木の土地3筆で、合計面積が723平方メートルです。所有者は豊岡市日高町の方で、非農地の事由としましては、119番、691番の2筆は20年以上前から山林化、663番は、明治29年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、21ページから30ページとなっております。

4番、養父市八鹿町上小田の土地1筆で、面積が429平方メートルです。所有者は八鹿町坂本の方で、非農地の事由としましては、平成7年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、31ページから35ページとなっております。

5番、養父市長野の土地2筆で、合計面積が101平方メートルです。所有者は埼玉県春日部市の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から宅地化、原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、36ページから40ページとなっております。

6番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が9.91平方メートルです。所有者は八鹿町高柳の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、41ページから45ページとなっております。

7番、養父市八鹿町高柳の土地4筆で、合計面積が231平方メートルです。所有者は高柳土地改良区で、非農地の事由としましては、20年以上前から道路、水路敷になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、46ページから56ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。午前中に現地確認を行ってまいりました。場所としましたら、YBファブのここを出て、正面を見たら墓地がずっと、ここの11ページの写真でも分かるように、ずっと墓地が並んでいます。その一角になります。

もう言うことがないんですけど、現況写真は14ページを見ていただいたら分かるように、この赤枠で囲ってあるところになります。ここは、お父さん、昭和53年の時点では、もう既に墓地になっていて、その後、ずっと現在に至っていますので、見ての通りの墓地ということで、審議をよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。現地は、先ほど担当委員さんが説明されたとおりに、YBファブから北北東、時計で言ったら11時の方向に約150メートル離れたところにあります。11ページの写真では、右が宿南、関宮のほうになります。

それから、14ページを見てください。もう墓です。これを元に戻すということは、まず不可能となります。赤枠で囲った、右のほう、ここに石が小さく見えますけど、ここは既に墓じまいして、当時の墓を置いとります。そういうような状況なので、特にもうこれを元に戻すということは、まず不可能だと思います。始末書にも書いてありますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、小林です。現地にはちょっと時間が間に合わなくてあれなんですけども、現地を確認した結果、もう写真を見てのとおり墓地になっておりますので、致し方ないかなと思います。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第120号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の丹戸の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。2番の丹戸の件です。16ページ、航空写真でもちょっと見にくいんですけど、大久保方面と関宮方面、これが県道87号線で、赤丸をしている、これが丹戸の集落を通る道です。地形からしますと、集落内の道は車1台が通るぐらいの道です。現地の図が17ページ、赤で書いた複雑な形状の部分です。18ページが字限図、19ページが現場の写真です。集落内の道路からち

よっと下がった部分に畑としてあった分に、写真のような車庫が昭和56年頃建てられたということです。地形的に見ますと、面積がちょっと変わってきています。集落内の道路も含めるとような形での形状かと思われます。それで、これを畑には戻しにくいということで、非農地ということで始末書も出ています。で、この車庫は、ちょっと販売に出ているというようなことがありますので、ひとつよろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明ですが、9番の私ですから、説明させていただきます。

午前中に、ここの丹戸の案件を見に行ったときに、18ページの字限図ですけども、これはちょっと前というか昔の字限図でして、今は19ページのように、ここにこう道路が走っております。現地の委員が申されたように、ちょっと面積的にも心配されて確認もしてきました。その裏の22というのが御本人の土地なもので、そちらのほうに建物的にもちょっと振ってるようにも見られました。この建物自体は、始末書にも書いてありますように、昭和56年ですか、相当昔、結構サビも入っているいろいろしてましたから、その当時にやっぱり建てられたのかなと思います。現状にというか農地に戻すということは、もうずっと建物の下になりますから、ちょっとどうしても無理な面があると思いますので、非農地でよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、担当推進委員の説明を求めます。

25番、米田推進委員。

米田推進委員： 推進委員の米田です。午前中に委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。委員さんのおっしゃられたとおりなんですけど、この19ページの写真を見てもらったらあれなんですけど、この建物は、一応、市道沿いには建つとるんですけど、本当に出入口のところが市道のほうに隣接しているだけで、この建物の後方のところは鉄骨の支柱で支えられとって、大体3メートルから4メートルぐらいの高さになってます。本当に、鉄骨だけで支えられとるような建物で、もう下にある土地についても本当に急傾斜な土地で、農地として利用するほどの、できないような土地なんです。そういうことですし、昭和50年代よりもう建つとるということで、非農地として認めていただけたらというふうに思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第120号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしく願いいたします。午前中は現地確認、大変御苦労さまでした。まず、関連ページですけれども、21ページから30ページでお願いをいたします。

まずは、21ページですけれども、写真中央が国道9号線ということで、位置図になります。9号線ということで、右が八鹿方面で左が関宮ということになります。それで、22ページの航空写真を見ていただきましたら、ここに赤枠で四角いのが2つあります。1つが691番の瀧尾谷口と、それから、もう一つ、その東側になるんですけれども、六反畑とって、これ、墓地跡なんですけれども、633番がございます。23ページがもう一つの場所になりますのが、航空写真と、今度は23ページの赤丸、119番があります。ここは畑中のバス停から少し八鹿向きに下がった、約100メートル下がったところに赤い鳥居がございますけれども、その鳥居のところを約50メートル上がっていただいたところにあります農地になります、これ1か所。これが今回の申請になります。

27ページの現況写真を見ていただいたらありがたいです。まず、これが、大垣下の119番、前に門があって手前からちょっと入れないもので、手前から写真は撮っておりますけれども、今回、現地確認でちょっと中に少し入りまして、右側に赤いのがちょっと見えるんですけれども、これがお稲荷さんになるわけなんですけれども、この左側の突き当たりの道を約20メートルほど上がったところが、この丸印になっているところが申請地になります。見てのとおり雑木が覆い茂って、林道も歩きにくいとか、もう入れないぐらい林野化しているということは、写真を見ていただいたら分かるんじゃないかなということで、これが一つ目の畑になるんですけれども、林野化しております。

次が、ページは28ページになります。これが六反畑という場所になります。最初の写真で言えば、現地写真で言えば、もう見ていただいたら分かる663番、墓の跡地になるんですが、もう墓じまいをされておまして、もうこっちのこの赤枠の部分、もう明治の29年頃からもう荒れたまま、そのまま。墓じまいをされたのは、まだ二、三年前のことなんですけれども、29年頃より墓地化してお

り、そこが畑のままだったということで、今回、非農地の申請になったということですが。

それから、ここの位置から西側を向いて見ていただくと写真、これ瀧尾谷口691番、29ページになりますけれども。山に完全にもう林野化している部分、ここが691番の畑の位置になります。どう見ても入ることもできなく、もうそれこそ大木が立っとなると、大木と雑草が繁茂しているような状態ということで、中に入ることもできないというような状況になっております。ともに20年以上はたっとならぬということで、完全に林野化しているという状況になっております。今回、相続をされ、家に娘さんがおられるんですけど、その娘さんも、もう現在、もう日高のほうに出ておられるというような状況で、今後ここに帰ってこられることもないというお話でした。ということで、今回非農地にして売却というようなことも考えておられるようなことを言っておられました。地域の同意もしっかり取られ、始末書のほうも提出されております。御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひますので。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。先ほど秋山委員から詳しく説明がありましたので、強いて追記することはないんですけども、とにかく大変でした今朝、坂道で。かなり今日歩かせていただいて、お昼御飯もおいしくいただきました。このようなどこにあるので、もう畑に戻すのは、もうまず無理かと思ひますので、非農地のほうの承認よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。写真を見たとおりでございます。もう林野化しておりまして、原状復帰というのは多分難しいと思ひますので、審査のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第120号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。ページ数にしましては、31ページからになります。31ページから35ページということですのでよろしくお願い致します。

まず、31ページを開いていただきましたら、その現状の場所が分かるように、大きな面積で写してある写真があると思います。ちょうどその前に橋がありまして、これ、宿南方向からいきますと、八鹿方面に渡っていく右岸のちょうど上小田橋のところでございます。この橋を上から、宿南からずっと渡っていただいて、その橋を渡りきったところから左側に入っていく道がありまして、そこが坂本とかそちらのほうに行く道になっておりますので、位置的には、そういうところのちょうど交差線のところであるということ御説明したいと思っております。

そして、1枚めくっていただいて32ページなんですけれども、それは、現場を大きくしたところでございます。その橋を渡ったすぐのところ、今言いましたように坂本に行く道が、ちょうど分かれた、ちょうど坂本側に行ったところの上側、ちょうどテレビ塔があります、その本当の下のところ当たるわけなんですけれども、場所的に見ましたら畑があってもいいような、場所的にはなるんですけども、現状というのが、34ページを見ていただいたら分かりますけれども、この34ページは、現場の田んぼの上から見た写真でございます。もう見ていただいたらお分かりのように、上から土砂が落ちまして、それで、石なんかもごろごろしているような土地で、到底耕作をしてどうのこうのという土地ではありません。ただ、今草が生えてますんで、下から見ればいい、本当に道淵の良い畑の土地じゃないかというような勘違いもされるんですけども、現場的には、もう石も入り、とても耕作するようなところではありません。そして、35ページに始末書ということで入れさせていただいておりますけれども、もう1995年頃から作られていないということで、現場的に見れば、もう本当に石がごろごろで、到底耕地として認めるような場所ではございませんので、ぜひとも耕地から外していただけたらという思いがして、申請をされたようでございます。そういうことで御理解をいただきまして、何とぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。34ページの現況写真を見てください。先ほど、木下委員が説明されたように、石ころがごろごろ転がっており、草も、雑木なんかも生えております。これ、反対の道路側からの写真が出とったら説明もしやすいんですが、道路側から見ても、ススキとかこういう大きな木、それから大きな雑草が生えとって、畑に戻すことはまず不可能だと判断しております。以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど、木下委員、坂本委員が言われたとおり、もう原野化している状態です。何とぞよろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

議 長： よろしいですか。(発言する者あり)  
説明が終わりました。  
この件について質疑はありません  
( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第120号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号5番の長野の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほど、現地確認御苦勞ございました。5番の件ですけれども、関連ページ36から40になります。  
36ページを御覧いただきたいと思います。ここの地図に出とりますように、

航空写真ですけれども、広谷、それから朝来、右の方面ですね、内山いちごの国が出とりますけれども、その手前になります。広谷方面の赤丸になるんですけど、これの前に斎神社がございます。37ページに、その大きい航空写真が出ていますけれども、道路の前の赤い枠の前の道路の反対側が斎神社のこども広場になるんですけど、そこが、駐車場になっとりますけどね。この間に、橋が3つ見えますけれども、石ヶ坪、それから柴、尾ノ上と3部落あるんですけど、この中、約500メートルもないんですか、その間に橋が7つもかかっとります。2軒に1つの橋があるぐらい。これは台風の影響なんですけど。そういう状態のところですよ。

それで、この赤い枠のところ、この県道の改修のときに、それと台風の影響で、この辺が護岸改修されましたので、農地のところがこの分だけ残っていたんですよ。それが今度、この土地と建物が売却されるということで、農地であることが発覚したので、非農地証明をお願いしたいということになりました。

38ページ、図が出ておりますけれども、1933-1と1933-2になります。これが、この写真のように、ガードレールのある先、ほんの僅かな土地ですけど、それが残っとりましたので、売買の関係で、ここを非農地証明をお願いしたいということになっております。40ページにも始末書が上がっておりますので、何とぞよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど、地元の農業委員の方、詳しく説明がありましたとおりで。現地を見させてもらいまして、ページにしますと39ページ、神社のほうから入ってみますと、右側が1933ということで、ここには赤い屋根の車庫が建てられています。その反対、左側が下の写真のよう状態で、畑には戻らないというような状態ですので、ひとつよろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。皆さんと同じ時間には行けなかったんですけども、それまでに確認してきました。今、お二人から説明があったとおりで。1933-1には車庫が建っていましたし、1933-2のほうは、もう木が生えていたり、斜面になっていたりで農地に戻るようものではなかったもので、よろしくをお願いします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第120号の5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。ページは41ページから45ページを見てください。41ページの現場としましたら、真ん中辺りに八鹿駅とあります。そこから関宮方面に向かって、今通っている道じゃなくして旧道というんですか、中道というんですか、上の道を通ったとこの丸印の辺りです。もう目印がないのでうまく言えませんが、その辺りになります。

現場は、この44ページを見ていただいたら現況写真ということで載っております。御覧のように草も生え、木も生えして、とても険しくなっています。で、ここ、赤枠のとこの手前はコンクリートが打ってあって階段状になっていますし、以前はこれ、里道的に使っていたということですがけれども、今はもう全然使っていないので申請を行いますということです。以上です。よろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。44ページの写真のとおり、珍坂委員から説明がありましたけど、本当に怖いようなところで、こんなところでよう畑を作ったなど私も感心しました。まずこれを畑に戻すということは不可能かと思われましたので、申請のほうよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 14番、小林です。先ほど農業委員さんが言われたとおり、もう復旧するのは無理だと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。(発言する者あり)

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第120号の6番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号7番の八鹿町高柳の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願いいたします。それでは、関連ページになりますけれども、46ページから56ページになります。

まず、46ページなんですけれども、基盤整備田ということになっておりますけれども、この件に関しましては、高柳土地改良区のほうのお話というか、換地処分の未登記残置ということで、ここに赤丸で4つ、4筆になるわけなんですけれども、この部分があります。47ページの航空写真を見ていただいたら、ちょっと場所が複雑なんですけれども、広域農道、農道というか公衆道路になっている部分であります。481-2と、それから534-6、それから7、この部分が、この9号線沿いの高柳の部分にあるということで、その詳しい写真が、その詳しい写真より先に、49ページにもう一つ換地未登記分がありまして、2117-1番であります。現況は、どれも公衆道路ということになっておりますので、詳しい写真はその後になります。

次に、53ページにその現況写真が、53ページから御説明をさせていただきます。53ページが、今言いました481番の2の部分の、この赤の枠が入った部分ですが、これが一つになります。それから、次が、数田の534の6と、この手前と、それから奥の534の7ということで、これが2つ目、これで合わせて全部で3つということになるわけなんですけれども。

それから、最後、今、49ページでも言いましたが、高柳ナベ2117番の1であ

ります。これが道路拡幅に伴う残置ということで、下までコンクリートを国のほうがしとるということで、もうなっております。今さら戻すことはちょっと不可能かなということで、これが農免沿いの、八木川沿いの拡幅に伴う市道の一部が残っている赤枠の写真がナベの2117番の1になります。

この県営整備事業は、昭和62年に行われまして、竣工は平成5年にかかったということで、約92ヘクタール分を着手し、その時点で換地というのがあったわけなんですけど、これがそのままにないがしろにされて、未登記のまま残ってしまったというのが現状の公衆道路になっている部分であります。今回、土地改良区のほうから、改めまして現況の地目に合った地目にしたいということで、再登記の依頼が入ってまいりました。非常に長い期間の間かかると話であって少し違和感がございますんですけども、地区の同意も取られまして、始末書も提出されております。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど詳しく御説明がありましたとおりです。午前中、現地でも理事長が直接来られまして、詳しく説明をいただきました。53ページから55ページにおける写真のとおりで、どれも細いところ、狭いところ、小さいところでコンクリートが打設したりしており、とても農地に復旧することは不可能と見られます。また、始末書も掲載されておりますので、非農地として問題ないかなと思われまふ。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。秋山委員と前川委員の説明どおりでございますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件につきまして質疑はありませんか。  
小林さん、どうぞ。

小林推進委員： これ、行政の落ち度だと思ふんですけど、行政になるのか県事業になるのかあれなんですけど。例えばこれが駄目だったら、農業委員会で。これって現況に戻せといたら戻すんですか。今までほったらかしですよ、結局。多

分、登記を忘れてたんだと思いますけど。

事務局 : 土地改良を行った最後には換地処分を行うんですけども、この辺り、今、提出されたところが、それが僅かにできていなかったんだろうとは思われますが。ただし、農地法の非農地としての要件は、20年を満たしていますし、もう復旧は不可能というような状況ですので、これが認められない理由はちょっとそもそもできない、それ自体がちょっとできないのではないかというふうにこちらとしては判断しています。なので、要件は全て満たしているのに非農地として判断して、それは問題ないというふうにこちらとしては考えております。

ですから、もしも全ての要件を満たしているのに認めないということになりますと、ちょっとそこは異議申立てみたいなことになりかねないかなというふうには思いますね。

小林推進委員 : じゃあ、農業委員会会議は要らないってということですね。

事務局 : いや、農業委員会で認めて、ただ、要件を満たしているのに認めないということは、法的に何が問題があるんですかって逆につかれてしまいますから、そこは問題が発生しますね。

小林推進委員 : だから、これを農業委員会に上程しなくてもいいって問題になる。認めざるを得ないって。だから、別にこれを上程する必要がないんじゃないですか。分かるんですよ、ルールとか。だから、認めざるを得ないっていうのは分かるんですけども。

事務局 : 認めない場合というのは過去に1件、過去にありましたよね、長野のほうで。これは、現地調査をしてもこれは認められない、そういう場合はそういうこともあると思うんですけども、全ての要件を満たしているのに認めないということは、逆に、法的に何が問題があるんですかということ、逆に農業委員会のほうがおかしくなってしまう。

小林推進委員 : それは認めなかったということですよ、長野の件。農業委員会が認めない要件があったということですね。

事務局 : そうです。

小林推進委員 : 分かりました。そういう条件を満たしてなかったってことですね。

事務局 : まだ耕作できる可能性があった土地だったから、だから否決したということ

です。これは、ここを耕作しろと言っても不可能ですし、20年もたっています。

小林推進委員： だから、それをわざわざ、じゃあ、なぜ会議に上程しなきゃいけないかっていうことが言いたいんです。

事務局： そこは、これを提出しないと、もう一つ方法としては地籍調査とかという方法もあるのはありますが、農地法側の手続で言うのであれば、非農地の証明をもらって登記をする、登記をしたら2つの方法があって、一つは、こちらの農地法の適用外の証明をもらう、もしくは、国土調査法による地籍調査によって、国土調査法のほうから登記をする、その2つの方法がありますが、今回、土地改良区のほうからは農地法のほうを選ばれて提出されたというふうに考えてます。

議長： ほかに質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第120号の7番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第121号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 57ページを御覧ください。議案第121号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町宿南の土地1筆、面積は492平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町宿南の方、譲受人は豊岡市出石町の方です。譲受人は隣接地に事務所を構え、土木建設業を営んでおります。現在、車両や資材を置く場所がなく苦慮しているため、申請地内に露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは58ページから62ページです。

申請番号2番、養父市十二所の土地1筆、面積は347平方メートルです。譲渡人は養父市十二所の方、譲受人は養父市広谷の方です。申請地内に一般住宅

及びカーポートを建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは63ページから69ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町宿南の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 木下です。失礼いたします。関連ページは58ページからになります。58ページから62ページまでということで、お目通しをいただきたいと思います。

まず見ていただいたら、一番分かりやすいかなと思うのが、59ページの写真をまず見ていただけたらと思います。先ほど言っております土地というのはどこら辺かといいますと、ちょうどこれ、312号線の八鹿から日高の土地の途中の、ちょうど宿南の養父市のもう終わりがけみたいなところでございます。前に、今も事務所はあるんですけど、経済連が向かって、写真を見ますと、右側の白やブルーだとか赤の建物がある、ここが昔、今も経済連なんですけども、経済連の跡地というんですか、そういう場所になっております。この場所的には、ここに黄色と緑のところ赤丸がしてあるのが今回の対象の土地なんですけれども、見ていただいたら分かりますように、この後ろの緑のところを埋め立てるわけなんですけども、埋め立てる高さっていうのが大体、62ページのところを見ていただいたら分かるように、埋立ての土地ということで3.5メートルほどの埋立てをされて、隣の経済連の建っている土地の高さと大体同じぐらいにしたいんだという話を聞いております。そこには、61ページにありますように、駐車場だとか道具の小屋等々をして事業にしていきたい、その前には、そこにありますように、中谷車輛工業所という事務所等がありまして、そこで管理をするというようなことを聞いております。

場所的には、周りには耕作されている田畑はありません。59ページの写真で

は、奥のほうに少し黒いところ囲ってあって、畑地があるわけなんですけれども、これも川のほう一部に耕作をされていて、あとはもう雑種地のように草が生え、もう本当、今、畑として、耕作地としては稼働してないような状況であります。そういった場所で、今度、先ほど言いましたように、埋立てをして活用するという事です。隣近所を見ましても迷惑のかかることもありませんし、また、これによって、また一つ産業が増えて、地域的にも発展するというふうに考えますので、地域の発展等々も考えながら、許可のほうをお願いできたらと思います。以上でお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど御説明があったとおりですけども、現地を確認しまして、周辺埋立造成工事を行ったとしても、周辺農地に影響することはないと見られます。また、工事中の車両が出入りする通路等も確認しました。工事中における周辺への影響もないかなと見られますので、承認しても問題ないと思われれます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど言われたように、木下委員、前川委員のように問題はないと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第121号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の十二所の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
8番、圓山農業委員。

圓山委員：8番、圓山です。よろしくお願ひします。ページは63ページから始まりますが、64ページの航空写真を御覧ください。この航空写真の中心に赤丸で囲まれた白枠の中、緑に塗ってありますところが今回の場所になります。道路が並行して走っておりますが、右側のほうの広い道路が、現在、県道養父宍粟線ですが、今回の宅地の前にある道、市道広谷十二所線、本線と書いてありますが、以前はこちらが県道でした。それがバイパス工事によって並行した道が2本できております。大屋川が右のほうになります。

このバイパスと市道に挟まれた土地は住宅が連たんしていますが、ここは、旧広谷中学校の跡地が住宅地として開発された場所になります。その住宅地の道を挟んで反対側にあるのが、この今回の宅地になります。この宅地を造成というか、このままで使われるようですが、周辺の田畑等に水路等で迷惑をかけることはありませんし、雨水は、市道沿いの側道、側溝に流されるようなので問題はないと思います。許可相当だと思われまふ。審議のほうよろしくお願ひします。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員：1番、谷垣です。今朝ほど現地を見させていただきました。先ほど、担当委員が言われたとおり、現地では特に問題となるようなところはありませんので、これで大丈夫だと思います。以上です。

議長：説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第121号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 70ページを御覧ください。

1番、大屋町宮垣の土地3筆、合計面積は906平方メートルです。貸人は大屋町宮垣の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しは令和7年11月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理します。

2番、大屋町宮垣の土地2筆、合計面積は965平方メートルです。貸人は大屋町宮垣の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しは令和7年11月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理します。

3番、大屋町宮垣の土地4筆、合計面積は2,021平方メートルです。貸人は大屋町宮垣の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しは令和7年11月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理します。

4番、大屋町宮垣の土地1筆、面積は502平方メートルです。貸人は大屋町宮垣の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しは令和7年11月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理します。

5番、薮崎の土地1筆、面積は871平方メートルです。貸人は小城の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年10月1日、土地の引渡しは令和7年10月10日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理します。

6番、尾崎の土地1筆、面積は876平方メートルです。貸人は神戸市北区の方、借人は三宅の方です。合意解約年月日は令和7年10月8日、土地の引渡しは令和7年10月8日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作します。

7番、大屋町門野の土地1筆、面積は916平方メートルです。貸人は大屋町

宮本の方、借人は大屋町宮本の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

8番、大屋町門野の土地1筆、面積は776平方メートルです。貸人は大屋町中の方、借人は大屋町宮本の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

9番、大屋町門野の土地1筆、面積は1,423平方メートルです。貸人は大屋町宮本の方、借人は大屋町宮本の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

10番、大屋町門野の土地1筆、面積は1,298平方メートルです。貸人は十二所の方、借人は大屋町宮本の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町八木の土地2筆、面積が340平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は八鹿町八木の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が8月27日、許可日が9月12日となっています。

2番、上野の土地11筆、合計面積が3,040平方メートルです。譲受人は上野の方、譲渡人は上野の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が9月2日、許可日が9月10日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、大屋町樽見の土地5筆、合計面積が3,607平方メートルです。申請人は丹波市の方です。取得した日が令和7年4月13日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、八鹿町八木の土地22筆、合計面積が8,439平方メートルです。申請人は八鹿町九鹿の方です。取得した日が令和7年8月5日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3番、八鹿町小佐の土地2筆、合計面積が2,193平方メートルです。申請人は八鹿町小佐の方です。取得した日が平成16年1月24日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

4番、八鹿町小佐の土地6筆、合計面積が444平方メートルです。申請人は八鹿町小佐の方です。取得した日が平成16年1月24日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

5番、長野の土地22筆、合計面積が15,158平方メートルです。申請人は大阪府豊中市の方です。取得した日が令和7年1月28日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

6番、長野の土地2筆、合計面積が672平方メートルです。申請人は長野の方です。取得した日が令和7年1月28日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

7番、八鹿町大森の土地7筆、合計面積が2,151平方メートルです。申請人は八鹿町八鹿の方です。取得した日が令和7年5月8日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

8番、八鹿町宿南の土地2筆、合計面積が1,740平方メートルです。申請人は豊岡市の方です。取得した日が令和7年9月24日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
以上で第37回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根 達夫

署名委員 濱田 房子

署名委員 珍 坂 聡

